社援総発0319第1号

平成23年3月19日

各都道府県災害救助担当主管部(局)長殿

厚生労働省社会・援護局総務課長

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る

災害救助法の弾力運用について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災した各都道府県及び被災者を受け入れている各都道府県においては、既に災害救助法に基づき応急救助を実施していただいているところであるが、今般の震災による被害ρ甚大さにかんがみ、災害救助法の運用に当たって下記に留意し、被災地はもちろん被災地でない都道府県においても積極的に被災者の救助に当られたい。

また、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

記

1　特別基準の設定について

災害救助法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成12年3月31日厚生省告示第144号。以下「一般基準」という。)に基づき実施されているところであるが、被災状況等によって、一般基準では対応できない場合もあるので、特別基準を設定することが可能とされている。

2　特別基準の運用について

特別基準の設定及び運用については個々具体の被災状況を踏まえ決定されるものであるが、各自治体等からの問い合わせの多い事項については、珠のような取扱いとする。

(1)避難所の設置

公共施設等を避難所として開設することを原則とするが、これだけでは不足する場合や高齢者等の利用に配慮した避難所が必要となる場合等には、必要に応じて、公的な宿泊施設を利用したり、民聞の旅館、ホテル等を借り上げることにより避難所として活用することも可能であるので、積極的に検討されたい。なお、この場合、地域の実情に応じて避難所の設置のため相当な経費は国庫負担の対象となるので留意されたい。

(参考)なお、「相当な経費」として、新潟県中越地震の際には特別基準として1人1日5,000円(食事込)の基準を設定した。

(2)避難所の開設期間、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

避難所の開設期間、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給については、一般基準では7日以内とされているが、災害救助怯を適用した自治体との電話による協議の結果、2ヵ月までとすることに同意したので了知されたい。

(3)応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の供与に当たっては、寒冷地仕様にも配慮すること。また、地域の実情に応じ、民間賃貸住宅、空き家の借り上げにより設置することも差し支えないので留意されたい。

(参考)なお、岩手・宮城内陸地震の際には、寒冷地であることに配慮して、民間賃貸住宅について1戸当たり月額6万円で借り上げた。

(4)応急仮設住宅の着工期間

応急仮設住宅の着工期間については災害発生の日から20日以内とされているが、被災状況にかんがみ、この期間に着工することができない場合も想定されるので、この期間を超えてもできるだけ早期に着工するのであれば差し支えないので了知されたい。

3広域にわたる避難が行われた場合の取扱い(法第35条の活用)

今般の災害の被災状況にかんがみ、災害救助法が適用された都道府県からの県域を越えた避難も想定されるところであるが、このような避難についても、当然、災害救助費等負担金の国庫負担の対象となる。法に規定する各種の救助に要する費用については、災害救助法の適用を行った都道府県が支弁することになるが、被災した都道府県から要請を受け、災害救助法が適用された市町村からの避難者を受け入れて行われた救助にっいては、受け入れた都道府県から災害救助法の適用を行った都道府県に対して求償することが法律上もできることとされているので留意されたい。

4その他

(1)租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の4第1項又は第70条の6第1項に基づき贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地を都道府県が災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく応急仮設住宅のために一時使用する場合は、農地に戻す見込みがある等所定の要件を満たすときは農地に係る贈与税又は相続税の納税猶予が継続される特例(同法第70条の4第17項又は第70条の6第21項)があるので、御了知願いたい。詳細については、追って連絡するが、贈与税等の納税猶予の適用を受けている農地を応急仮設住宅用地として検討される場合には、事前にご相談いただきたい。

(2)御遺体の発見場所から安置所までの輸送に係る経費についても1災害救助費等負担金の国庫負担の対象となるので留意されたい。